

動を含む。

- ② 企業の研究所以外、例えば、生産現場である工場などでは、上記(1)の活動及びパイロットプラント、プロトタイプモデルの設計・製作及びそれによる試験の活動

(注意点) 科学技術研究調査(指定統計第61号)の「企業等」の研究活動のうち、特殊法人・独立行政法人及び学術研究機関の行う活動を除いたものを範囲とする。

## 16 医療・保健・社会保障・介護

列コード	行コード	部門名称
8311-01	8311-011	医療(国公立)

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類73「医療業」のうち、国、地方公共団体、独立行政法人、国民健康保険（市町村）等の社会保険事業団体（国公立）による活動を範囲とする。介護保険によるサービスは「介護（居宅）」、「介護（施設）」に含まれる。

(品目例示) 病院、一般診療所、歯科診療所、看護業

(注意点) ① 国立大学法人、地方公共団体及び公立大学法人が設置する学校に付属する病院は、本部門に含まれる。

② 社会保険事業団体（国公立）の範囲については「8313-01、-011 社会保険事業（国公立）★★」を参照。

③ 93SNAへの対応として、平成7年表において、活動主体分類を「政府サービス生産者」から「産業」に変更し、それに伴い名称の「8311-01、-011 医療（国公立）★★」から「★★」を除いた。また、「消費概念の2元化」への対応として、從来家計が帰属性に消費支出する扱いとしていた政府及び医療保険の医療給付分等を、政府の消費支出へ移した。

④ 平成12年表から、介護保険適用の居宅サービスは、「8314-01、-011 介護（居宅）」に含まれる。

⑤ 平成12年表から、介護保険適用の施設サービス（介護老人保健施設、介護療養型医療施設（病院・一般診療所の介護保険適用の療養病床等））は、「8314-02、-021 介護（施設）」に含まれる。

(対応するISIC) 8511 病院事業

8512 医療業及び歯科医療業

8519 その他の保健衛生事業

列コード	行コード	部門名称
8311-02	8311-021	医療(公益法人等)

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類73「医療業」のうち、日本赤十字社、厚生（医療）農業協同組合連合会、公益法人（社団法人、財団法人）、共済組合及びその連合会等の社会保険事業団体（非営利）、社会福祉法人等民間非営利団体による活動を範囲とする。介護保険によるサービスは「介護（居宅）」、「介護（施設）」に含まれる。

(品目例示) 「8311-01、-011 医療（国公立）」と同じ。

(注意点) ① 国立大学法人、地方公共団体及び公立大学法人以外の者が設置する学校に付属する病院は、本部門に含まれる。

② 社会保険事業団体（非営利）の範囲については、「8313-02、-021 社会保険事業（非営利）★」を参照。

③ 平成7年表において、活動主体分類を「対家計民間非営利サービス生産者」から「産業」に変更し、それに伴い名称も「8311-02、-021 医療（非営利）★」から「医療（公益法人等）」に変更した。また、「消費概念の2元化」への対応として、從来家計が帰属性に消費支出する扱いとしていた政府及び医療保険の医療給付分等を、政府の消費支出へ移した。

④ 平成12年表から、介護保険適用の居宅サービスは、「8314-01、-011 介護（居宅）」に含まれる。

⑤ 平成12年表から、介護保険適用の施設サービス（介護老人保健施設、介護療養型医療施設（病院・一般診療所の介護保険適用の療養病床等））は、「8314-02、-021 介護（施設）」に含まれる。

(対応するISIC) 8511 病院事業

8512 医療業及び歯科医療業

8519 その他の保健衛生事業

列コード	行コード	部門名称
8311-03	8311-031	医療(医療法人等)

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 73 「医療業」のうち、医療法人、会社及び個人等による活動を範囲とする。介護保険によるサービスは「介護(居宅)」、「介護(施設)」に含まれる。

なお、医師又は歯科医師の処方箋に基づく薬局の調剤は本部門の活動に含む。

(品目例示) 病院、一般診療所、歯科診療所、助産所、療術業、看護業、歯科技工所、衛生検査所

(注意点) ① 平成 7 年表において「8311-03、-031 医療(産業)」の名称を「医療(医療法人等)」に変更した。また、「消費概念の 2 元化」への対応として、従来家計が帰属的に消費支出する扱いとしていた政府及び医療保険の医療給付分等を、政府の消費支出へ移した。

② 平成 12 年表から、介護保険適用の居宅サービスは、「8314-01、-011 介護(居宅)」に含まれる。

③ 平成 12 年表から、介護保険適用の施設サービス(介護老人保健施設、介護療養型医療施設(病院・一般診療所の介護保険適用の療養病床等))は、「8314-02、-021 介護(施設)」に含まれる。

(対応する ISIC) 8511 病院事業

8512 医療業及び歯科医療業

8519 その他の保健衛生事業

列コード	行コード	部門名称
8312-01	8312-011	保健衛生(国公立)★★

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 741 「保健所」、742 「健康相談施設」及び 749 「その他の保健衛生」のうち、国及び地方公共団体による活動を範囲とする。

(品目例示) 保健所、健康相談施設、検疫所(動、植物を除く)、検査業(寄生虫卵、水質)

(対応する ISIC) 7512 保健・教育・文化サービス及び社会保障を除くその他の社会サービスを提供する機関の活動の規制

列コード	行コード	部門名称
8312-02	8312-021	保健衛生(産業)

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 742 「健康相談施設」及び 749 「その他の保健衛生」のうち、国及び地方公共団体以外の者が行う活動を範囲とする。

(品目例示) 健康相談施設、検査業(寄生虫卵、水質)、消毒業(物品、電話機)

(注意点) 平成 12 年表において、平成 7 年表の列・行部門「8312-02、-021 保健衛生(非営利)★」を本部門に統合し基本分類コードを「8312-02、-021 保健衛生(産業)」に変更。

(対応する ISIC) 7512 保健・教育・文化サービス及び社会保障を除くその他の社会サービスを提供する機関の活動の規制

列コード	行コード	部門名称
8313-01	8313-011	社会保険事業(国公立)★★

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 751 「社会保険事業団体」の行う事業のうち、国及び地方公共団体による活動を範囲とする。

(品目例示) 厚生年金、国民年金、国民健康保険(市町村)、政府管掌健康保険、船員保険、介護保険等の社会保険事務

(注意点) ① 社会保険事業団体が被保険者及びその家族のために行う保健施設(保養所、宿泊施設等)の活動は、「8613-01、-011 宿泊業」に含まれる。

② 平成 12 年表から、介護保険の事務を追加した。

(対応する ISIC) 7530 強制社会保険事業

列コード	行コード	部門名称
8313-02	8313-021	社会保険事業(非営利)★

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 751 「社会保険事業団体」の行う事業のうち、国及び地方公共団体以外の者が行う活動を範囲とする。

(品目例示) 共済組合、国民健康保険(組合)、組合管掌健康保険、社会保険診療報酬支払基金等

の社会保険事務

- (注意点) ① 社会保険事業団体が被保険者及びその家族のために行う保健施設（保養所、宿泊施設等）の活動は、「8613-01、-011宿泊業」に含まれる。  
 ② 平成12年表から、介護保険の事務を追加した。

(対応する ISIC) 7530 強制社会保険事業

列コード	行コード	部門名称
8313-03	8313-031	社会福祉(国公立)★★

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 752「福祉事務所」、753「児童福祉事業」、754「老人福祉・介護事業(訪問介護事業を除く)」、755「障害者福祉事業」、759「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」のうち、国、地方公共団体、独立行政法人、社会保険事業団体(国公立)及び日本郵政公社による社会福祉施設サービス活動及び社会福祉地域サービス活動を範囲とする。介護保険によるサービスは「介護(居宅)」「介護(施設)」に含まれる。

(品目例示) 保育所、児童厚生施設(児童遊園、児童館)、児童養護施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、知的障害者援護施設、身体障害者授産施設、精神障害者生活訓練施設

(注意点) 平成12年表から、介護保険適用の居宅サービスは、「8314-01、-011介護(居宅)」に、施設サービス(介護老人福祉施設)は「8314-02、-021介護(施設)」に含まれる。

(対応する ISIC) 8531 宿泊施設のある社会事業

8532 宿泊施設のない社会事業

列コード	行コード	部門名称
8313-04	8313-041	社会福祉(非営利)★

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 753「児童福祉事業」、754「老人福祉・介護事業(訪問介護事業を除く)」、755「障害者福祉事業」、759「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」のうち、社会福祉法人等の社会福祉施設サービス活動及び社会福祉地域サービス活動を範囲とする。介護保険によるサービ

スは「介護(居宅)」「介護(施設)」に含まれる。

(品目例示) 保育所、児童厚生施設(児童遊園、児童館)、児童養護施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、知的障害者援護施設、身体障害者授産施設、精神障害者生活訓練施設

(注意点) 平成12年表から、介護保険適用の居宅サービスは、「8314-01、-011介護(居宅)」に、施設サービス(介護老人福祉施設)は「8314-02、-021介護(施設)」に含まれる。

(対応する ISIC) 8531 宿泊施設のある社会事業

8532 宿泊施設のない社会事業

列コード	行コード	部門名称
8313-05	8313-051	社会福祉(産業)

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 753「児童福祉事業」、754「老人福祉・介護事業(訪問介護事業を除く)」、755「障害者福祉事業」、759「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」のうち、会社、個人等による社会福祉施設サービス活動及び社会福祉地域サービス活動を範囲とする。介護保険によるサービスは「介護(居宅)」「介護(施設)」に含まれる。

(品目例示) 保育所、身体障害者居宅介護等事業所、知的障害者デイサービス事業所、精神障害者小規模通所授産施設

(平成12年表からの変更点)

保育所、居宅支援事業所等の経営が株式会社・有限会社等に認められたことにより、本部門を新設。

(対応する ISIC) 8531 宿泊施設のある社会事業

8532 宿泊施設のない社会事業

列コード	行コード	部門名称
8314-01	8314-011	介護(居宅)

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 73「医療業」、小分類 754「老人福祉・介護事業(訪問介護事業を除く)」及び 759「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」のうち、介護保険における居宅サービスの活動を範囲とする。

(品目例示) 訪問通所サービス、短期入所サービス、居宅介護支援

(注意点) ① 居宅サービスの種類は、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援。

② 平成12年表から「8311-01~03、-011~031 医療部門」と「8313-03~04、-031~041 社会福祉部門」における介護保険の居宅サービスをそれぞれ分割、統合した。

(対応する ISIC) 8511 病院事業

8519 その他の保健衛生事業  
8531 宿泊施設のある社会事業  
8532 宿泊施設のない社会事業

列コード	行コード	部門名称
8314-02	8314-021	介護(施設)

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類73「医療業」及び小分類754「老人福祉・介護事業(訪問介護事業を除く)」のうち、介護保険における施設サービスの活動を範囲とする。

(品目例示) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設(病院・一般診療所の介護保険適用の療養病床等)

(注意点) 平成12年表から「8311-01~03、-011~031 医療部門」と「8313-03~04、-031~041 社会福祉部門」における介護保険の施設サービスをそれぞれ分割、統合した。

(対応する ISIC) 8511 病院事業

8519 その他の保健衛生事業  
8531 宿泊施設のある社会事業

## 17 サービス業・事務用品

列コード	行コード	部門名称
8411-01	8411-011	対企業民間非営利団体

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類79「協同組合(他に分類されないもの)」及び小分類911

「経済団体」の活動の範囲のうち、それが促進しようとしている利益に関連した企業の団体によって設立された民間非営利団体の活動を範囲とする。

なお、日本標準産業分類の中分類79「協同組合(他に分類されないもの)」の活動のうち、購買・販売等の営利目的の活動は卸売・小売業等の活動部門に含め、本部門には含めない。

(品目例示) 織物協同組合、商工会議所、経済団体連合会、生命保険協会、全国銀行協会、日本税理士会連合会、全国中小企業団体中央会、全国農業会議所等

(対応する ISIC) 9111 事業・雇用主団体  
9112 職業団体

列コード	行コード	部門名称
8411-02	8411-021	対家計民間非営利団体(除別掲)★

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類92「宗教」、小分類912「労働団体」、913「学術・文化団体」、914「政治団体」、919「他に分類されない非営利的団体」及び931「集会場」の活動を範囲とし、家計に対して無償、または経済的に意味のない価格でサービスを提供する民間非営利団体の活動が含まれる。

(品目例示) 宗教団体、労働団体、学術団体、文化団体、政治団体、学士会、団碁連盟、県民会館、文化会館

(注意点) 介護保険が適用されるサービスについては、平成12年表から「8314-01、-011 介護(居宅)」又は「8314-02、-021 介護(施設)」に含まれる。

(対応する ISIC) 9120 労働団体

9191 宗教団体  
9192 政治団体  
9199 他に分類されないその他の会員制団体

列コード	行コード	部門名称
8511-01	8511-011	広告
	8511-011	テレビ・ラジオ広告
	8511-012	新聞・雑誌・その他の広告

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類89「広告業」